

Monthly Note

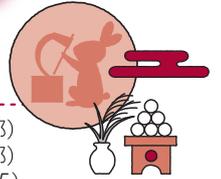
一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

発行人：神津 里季生

編集責任者：柳下 伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5 階
TEL 03-5333-5126 (代表) FAX 03-5351-0421
https://www.zenrosaikyokai.or.jp/

シンポジウム・研究会等 TEL 03-5333-5127 (調査研究部)
各種共済保険 TEL 03-5333-5128 (共済保険部)
(営業時間 土・日、祝日を除く月～金曜日 9:00～17:15)



CONTENTS

- 法人火災共済保険オフィスガードのご請求について …………… P1
- 自治体提携慶弔共済保険
「保険金請求書」および「集計表」切り替えのお願い …………… P2
- 「共済・保険に関する意識調査」
回答者の属性に見る特徴点のご紹介(その2) …………… P3
- 全労済協会からのお知らせ
ホームページ「Monthly Note バックナンバー」掲載について … P3
- 働き方改革の行方(8)「就業規則の変更について」 …………… P4

法人火災共済保険オフィスガードのご請求について

2020年も7月豪雨など大規模な自然災害が発生しています。

この間、自然災害により被害をうけられた皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

法人火災共済保険オフィスガードにご契約いただいている建物などが、被害をうけられた際の保険金のご請求手続きについてご案内いたします。

■修理や片づけをすすめるときは、事前に被害物や被害場所の写真撮影をお願いします。

■修理費用見積書(原本)をご提出いただきます。

(修理不能で買い替えが必要な場合は修理不能と記載された見積書をご用意ください。なお、リースやレンタル等の所有権のないものは対象外です。)

次月号のMonthly Noteでは自治体提携慶弔共済保険のご請求についてご案内します。



自治体提携慶弔共済保険 「保険金請求書」および「集計表」切り替えのお願い

2019年6月から、各種請求の際に使用する帳票「保険金請求書」「集計表」を刷新しました。多くの団体に切り替えのご対応をいただきありがとうございます。

旧帳票や以前からの独自様式の保険金請求書をご使用されている団体については、正確かつ迅速なお支払手続きをするために、今後、新しい請求書・集計表に切り替えていただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

新帳票の取り寄せについては、「保険金請求の手引き 2019年8月」の巻末にあります「帳票発注依頼書」に必要事項をご記入のうえ、FAX(03-5351-0421)にてご依頼ください。

< 帳票番号 CH01 火災・自然災害請求書 >

自治体提携慶弔共済保険 住宅災害 保険金請求書

<保険金請求に伴う個人情報(要配慮個人情報を含む)の取扱いについて>
 全労済協会は、保険金請求書や添付いただいた書類に記載されている個人情報(要配慮個人情報を含む)など、取得した個人情報は法律で定められた場合を除き、保険契約の締結・維持管理、保険金のお支払いなどを含む保険契約の判断に関する業務や、全労済協会の事業、各種保険商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会) 御中
 全労済協会の自治体提携慶弔共済保険普通保険約款・特約に基づき、必要書類を添え、以下の内容にて、保険金を請求します。
 本契約に関する個人情報(要配慮個人情報を含む)が、保険契約の締結・維持管理、保険金の支払いなどの判断に関する業務目的のために利用されることに同意します。

請求日 年 月 日

保険契約者(サービスセンター・共済会・互助会等) 事業所名 業記入・押印省略可

団体名 代表者名

フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ

フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ

< 帳票番号 CH02 慶弔見舞金請求書 >

自治体提携慶弔共済保険 保険金請求書 兼 証明書

<保険金請求に伴う個人情報(要配慮個人情報を含む)の取扱いについて>
 全労済協会は、保険金請求書や添付いただいた書類に記載されている個人情報(要配慮個人情報を含む)など、取得した個人情報は法律で定められた場合を除き、保険契約の締結・維持管理、保険金のお支払いなどを含む保険契約の判断に関する業務や、全労済協会の事業、各種保険商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会) 御中
 全労済協会の自治体提携慶弔共済保険普通保険約款・特約に基づき、保険金の支払事由に該当することを確認し、以下の内容にて保険金を請求します。
 本契約に関する個人情報(要配慮個人情報を含む)が、保険契約の締結・維持管理、保険金の支払いなどの判断に関する業務目的のために利用されることに同意します。

請求日 年 月 日

保険契約者(サービスセンター・共済会・互助会等) 事業所名 業記入・押印省略可

団体名 代表者名

該当項目を○で囲み、必要事項を○記入ください。

事業所番号	家族死亡	結婚記念	成人・夫婦	亡命
000 無償者 401 子 402 孫 403 任意者による同居親族	400 水品婚(10周年) 441 結婚婚(20周年) 430 成人	410 8年 451 10年		
会員番号	死亡者氏名	442 葬儀(25周年) 443 真珠婚(30周年) 431 遺葬	412 15年 463 20年	
フリガナ(フリガナ)	444 葬儀婚(30周年) 445 4人-婚(40周年) 432 古希		413 遺葬	414 遺葬
フリガナ	446 7人7歳(45周年) 447 金婚(50周年)		415 遺葬	415 遺葬
生年(誕生日)	448 9人9歳・結婚日		416 遺葬	416 遺葬
20 年 月 日	449 10年 481 10年 482 20年 483 25年		417 遺葬	417 遺葬
	484 30年 485 35年 486 40年		418 遺葬	418 遺葬
フリガナ	487 40年 488 45年 489 50年		419 遺葬	419 遺葬
	490 50年 491 55年 492 60年 493 65年		420 遺葬	420 遺葬
フリガナ	494 60年 495 65年 496 70年		421 遺葬	421 遺葬
	497 70年 498 75年 499 80年		422 遺葬	422 遺葬
フリガナ	500 80年 501 85年 502 90年		423 遺葬	423 遺葬
	503 90年 504 95年 505 100年		424 遺葬	424 遺葬
フリガナ	506 100年 507 105年 508 110年		425 遺葬	425 遺葬
	509 110年 510 115年 511 120年		426 遺葬	426 遺葬
フリガナ	512 120年 513 125年 514 130年		427 遺葬	427 遺葬
	515 130年 516 135年 517 140年		428 遺葬	428 遺葬
フリガナ	518 140年 519 145年 520 150年		429 遺葬	429 遺葬
	521 150年 522 155年 523 160年		430 遺葬	430 遺葬
フリガナ	524 160年 525 165年 526 170年		431 遺葬	431 遺葬
	527 170年 528 175年 529 180年		432 遺葬	432 遺葬
フリガナ	530 180年 531 185年 532 190年		433 遺葬	433 遺葬
	533 190年 534 195年 535 200年		434 遺葬	434 遺葬
フリガナ	536 200年 537 205年 538 210年		435 遺葬	435 遺葬
	539 210年 540 215年 541 220年		436 遺葬	436 遺葬
フリガナ	542 220年 543 225年 544 230年		437 遺葬	437 遺葬
	545 230年 546 235年 547 240年		438 遺葬	438 遺葬
フリガナ	548 240年 549 245年 550 250年		439 遺葬	439 遺葬
	551 250年 552 255年 553 260年		440 遺葬	440 遺葬
フリガナ	554 260年 555 265年 556 270年		441 遺葬	441 遺葬
	557 270年 558 275年 559 280年		442 遺葬	442 遺葬
フリガナ	560 280年 561 285年 562 290年		443 遺葬	443 遺葬
	563 290年 564 295年 565 300年		444 遺葬	444 遺葬
フリガナ	566 300年 567 305年 568 310年		445 遺葬	445 遺葬
	569 310年 570 315年 571 320年		446 遺葬	446 遺葬
フリガナ	572 320年 573 325年 574 330年		447 遺葬	447 遺葬
	575 330年 576 335年 577 340年		448 遺葬	448 遺葬
フリガナ	578 340年 579 345年 580 350年		449 遺葬	449 遺葬
	581 350年 582 355年 583 360年		450 遺葬	450 遺葬
フリガナ	584 360年 585 365年 586 370年		451 遺葬	451 遺葬
	587 370年 588 375年 589 380年		452 遺葬	452 遺葬
フリガナ	590 380年 591 385年 592 390年		453 遺葬	453 遺葬
	593 390年 594 395年 595 400年		454 遺葬	454 遺葬
フリガナ	596 400年 597 405年 598 410年		455 遺葬	455 遺葬
	599 410年 600 415年 601 420年		456 遺葬	456 遺葬
フリガナ	602 420年 603 425年 604 430年		457 遺葬	457 遺葬
	605 430年 606 435年 607 440年		458 遺葬	458 遺葬
フリガナ	608 440年 609 445年 610 450年		459 遺葬	459 遺葬
	611 450年 612 455年 613 460年		460 遺葬	460 遺葬
フリガナ	614 460年 615 465年 616 470年		461 遺葬	461 遺葬
	617 470年 618 475年 619 480年		462 遺葬	462 遺葬
フリガナ	620 480年 621 485年 622 490年		463 遺葬	463 遺葬
	623 490年 624 495年 625 500年		464 遺葬	464 遺葬
フリガナ	626 500年 627 505年 628 510年		465 遺葬	465 遺葬
	629 510年 630 515年 631 520年		466 遺葬	466 遺葬
フリガナ	632 520年 633 525年 634 530年		467 遺葬	467 遺葬
	635 530年 636 535年 637 540年		468 遺葬	468 遺葬
フリガナ	638 540年 639 545年 640 550年		469 遺葬	469 遺葬
	641 550年 642 555年 643 560年		470 遺葬	470 遺葬
フリガナ	644 560年 645 565年 646 570年		471 遺葬	471 遺葬
	647 570年 648 575年 649 580年		472 遺葬	472 遺葬
フリガナ	650 580年 651 585年 652 590年		473 遺葬	473 遺葬
	653 590年 654 595年 655 600年		474 遺葬	474 遺葬
フリガナ	656 600年 657 605年 658 610年		475 遺葬	475 遺葬
	659 610年 660 615年 661 620年		476 遺葬	476 遺葬
フリガナ	662 620年 663 625年 664 630年		477 遺葬	477 遺葬
	665 630年 666 635年 667 640年		478 遺葬	478 遺葬
フリガナ	668 640年 669 645年 670 650年		479 遺葬	479 遺葬
	671 650年 672 655年 673 660年		480 遺葬	480 遺葬
フリガナ	674 660年 675 665年 676 670年		481 遺葬	481 遺葬
	677 670年 678 675年 679 680年		482 遺葬	482 遺葬
フリガナ	680 680年 681 685年 682 690年		483 遺葬	483 遺葬
	683 690年 684 695年 685 700年		484 遺葬	484 遺葬
フリガナ	686 700年 687 705年 688 710年		485 遺葬	485 遺葬
	689 710年 690 715年 691 720年		486 遺葬	486 遺葬
フリガナ	692 720年 693 725年 694 730年		487 遺葬	487 遺葬
	695 730年 696 735年 697 740年		488 遺葬	488 遺葬
フリガナ	698 740年 699 745年 700 750年		489 遺葬	489 遺葬
	701 750年 702 755年 703 760年		490 遺葬	490 遺葬
フリガナ	704 760年 705 765年 706 770年		491 遺葬	491 遺葬
	707 770年 708 775年 709 780年		492 遺葬	492 遺葬
フリガナ	710 780年 711 785年 712 790年		493 遺葬	493 遺葬
	713 790年 714 795年 715 800年		494 遺葬	494 遺葬
フリガナ	716 800年 717 805年 718 810年		495 遺葬	495 遺葬
	719 810年 720 815年 721 820年		496 遺葬	496 遺葬
フリガナ	722 820年 723 825年 724 830年		497 遺葬	497 遺葬
	725 830年 726 835年 727 840年		498 遺葬	498 遺葬
フリガナ	728 840年 729 845年 730 850年		499 遺葬	499 遺葬
	731 850年 732 855年 733 860年		500 遺葬	500 遺葬
フリガナ	734 860年 735 865年 736 870年		501 遺葬	501 遺葬
	737 870年 738 875年 739 880年		502 遺葬	502 遺葬
フリガナ	740 880年 741 885年 742 890年		503 遺葬	503 遺葬
	743 890年 744 895年 745 900年		504 遺葬	504 遺葬
フリガナ	746 900年 747 905年 748 910年		505 遺葬	505 遺葬
	749 910年 750 915年 751 920年		506 遺葬	506 遺葬
フリガナ	752 920年 753 925年 754 930年		507 遺葬	507 遺葬
	755 930年 756 935年 757 940年		508 遺葬	508 遺葬
フリガナ	758 940年 759 945年 760 950年		509 遺葬	509 遺葬
	761 950年 762 955年 763 960年		510 遺葬	510 遺葬
フリガナ	764 960年 765 965年 766 970年		511 遺葬	511 遺葬
	767 970年 768 975年 769 980年		512 遺葬	512 遺葬
フリガナ	770 980年 771 985年 772 990年		513 遺葬	513 遺葬
	773 990年 774 995年 775 1000年		514 遺葬	514 遺葬
フリガナ	776 1000年 777 1005年 778 1010年		515 遺葬	515 遺葬
	779 1010年 780 1015年 781 1020年		516 遺葬	516 遺葬
フリガナ	782 1020年 783 1025年 784 1030年		517 遺葬	517 遺葬
	785 1030年 786 1035年 787 1040年		518 遺葬	518 遺葬
フリガナ	788 1040年 789 1045年 790 1050年		519 遺葬	519 遺葬
	791 1050年 792 1055年 793 1060年		520 遺葬	520 遺葬
フリガナ	794 1060年 795 1065年 796 1070年		521 遺葬	521 遺葬
	797 1070年 798 1075年 799 1080年		522 遺葬	522 遺葬
フリガナ	800 1080年 801 1085年 802 1090年		523 遺葬	523 遺葬
	803 1090年 804 1095年 805 1100年		524 遺葬	524 遺葬
フリガナ	806 1100年 807 1105年 808 1110年		525 遺葬	525 遺葬
	809 1110年 810 1115年 811 1120年		526 遺葬	526 遺葬
フリガナ	812 1120年 813 1125年 814 1130年		527 遺葬	527 遺葬
	815 1130年 816 1135年 817 1140年		528 遺葬	528 遺葬
フリガナ	818 1140年 819 1145年 820 1150年		529 遺葬	529 遺葬
	821 1150年 822 1155年 823 1160年		530 遺葬	530 遺葬
フリガナ	824 1160年 825 1165年 826 1170年		531 遺葬	531 遺葬
	827 1170年 828 1175年 829 1180年		532 遺葬	532 遺葬
フリガナ	830 1180年 831 1185年 832 1190年		533 遺葬	533 遺葬
	833 1190年 834 1195年 835 1200年		534 遺葬	534 遺葬
フリガナ	836 1200年 837 1205年 838 1210年		535 遺葬	535 遺葬
	839 1210年 840 1215年 841 1220年		536 遺葬	536 遺葬
フリガナ	842 1220年 843 1225年 844 1230年		537 遺葬	537 遺葬
	845 1230年 846 1235年 847 1240年		538 遺葬	538 遺葬
フリガナ	848 1240年 849 1245年 850 1250年		539 遺葬	539 遺葬
	851 1250年 852 1255年 853 1260年		540 遺葬	540 遺葬
フリガナ	854 1260年 855 1265年 856 1270年		541 遺葬	541 遺葬
	857 1270年 858 1275年 859 1280年		542 遺葬	542 遺葬
フリガナ	860 1280年 861 1285年 862 1290年		543 遺葬	543 遺葬
	863 1290年 864 1295年 865 1300年		544 遺葬	544 遺葬
フリガナ	866 1300年 867 1305年 868 1310年		545 遺葬	545 遺葬
	869 1310年 870 1315年 871 1320年		546 遺葬	546 遺葬
フリガナ	872 1320年 873 1325年 874 1330年		547 遺葬	547 遺葬
	875 1330年 876 1335年 877 1340年		548 遺葬	548 遺葬
フリガナ	878 1340年 879 1345年 880 1350年		549 遺葬	549 遺葬
	881 1350年 882 1355年 883 1360年		550 遺葬	550 遺葬
フリガナ	884 1360年 885 1365年 886 1370年		551 遺葬	551 遺葬
	887 1370年 888 1375年 889 1380年		552 遺葬	552 遺葬
フリガナ	890 1380年 891 1385年 892 1390年		553 遺葬	553 遺葬
	893 1390年 894 1395年 895 1400年		554 遺葬	554 遺葬
フリガナ	896 1400年 897 1405年 898 1410年		555 遺葬	555 遺葬
	899 1410年 900 1415年 901 1420年		556 遺葬	556 遺葬
フリガナ	902 1420年 903 1425年 904 1430年		557 遺葬</	

「共済・保険に関する意識調査」 回答者の属性に見る特徴点のご紹介（その2）

本誌前号(162号)に続き、2019年度に当協会が実施した「共済・保険等の保障に関する意識調査」^{注)}から、回答者の属性に見る特徴点をご紹介します。

注) 当協会では勤労者の生活ニーズを把握し、広く相互扶助思想の普及を図り、もって勤労者の福祉の向上に寄与するよう努めています。この取り組みのひとつとして2012年から2017年にかけて実施した3回のインターネット調査を通じて、一般勤労者がどのような生活不安を抱えているのか、また、公的保障に対してどのように感じているのか、さらに、どのような共済・保険に加入しているのかなどの実態に迫りました。これらの成果を通じて、共済事業団体および労働組合での福祉活動に携わっている関係者や研究者など、多くの皆さまの諸活動や研究に貢献できればと考えています。

■生命共済・保険¹⁾ 加入状況

生命共済・保険加入率の合計は、回答者全体で70.9%です。非正規勤労者²⁾の加入率は65.5%で、正規勤労者の77.0%を10ポイント強下回っています。特に、非正規勤労者の独身世帯は加入率が55.4%で、その低さが際立っています。また、ひとり親世帯の場合、非正規勤労者の生命共済・保険加入率は68.9%で、正規勤労者の加入率89.0%と比べ約20ポイント低い状況にあります。これらのことから世帯属性に関わらず非正規勤労者の生命共済・保険の加入率は正規勤労者に比べて低い傾向にあることが明らかになりました。

世帯属性別就業形態別生命共済・保険加入率

	世帯属性			
	ひとり親世帯 (1,075名)	独身世帯 (2,169名)	夫婦世帯 (2,063名)	合計 (5,307名)
正規勤労者	89.0%	70.7%	81.0%	77.0%
非正規勤労者	68.9%	55.4%	79.4%	65.5%
その他 ³⁾	59.9%	—	73.4%	70.5%
合計	74.9%	63.1%	77.0%	70.9%

- 1) 生命共済・保険は「入通院、介護、障害、死亡、年金」の保障
- 2) 職業形態がパートタイマー、アルバイト、契約社員、派遣社員、嘱託社員の方
- 3) 会社役員、自営業・内職、家事手伝い、無職の方（過去の調査項目との関係で独身世帯区分での集計はなし）

全労済協会からのお知らせ

ホームページ「Monthly Note バックナンバー」掲載について

毎月発行しているMonthly Noteバックナンバーは、ホームページでもご覧いただけます。

「働き方改革の行方」シリーズの最新版では、特定社会保険労務士 西岡秀昌氏による新型コロナウイルス感染症対策で注目されているテレワークについてのコラム、働く人や暮らしに関わる税金情報については、税理士 関口邦興氏によるコラムを掲載しています。

当協会ホームページからぜひご覧ください！

<コラム監修>

■特定社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌氏

■税理士 関口邦興氏

ココをクリック！

画像をクリック！

コロナ感染の影響を受けて、就業規則の変更により労働条件を見直すケースが増えています。今回はこれを考えます。

Q1. 新型コロナに対応するため、通勤手当や固定残業代の見直しを考えていますが、留意点がありますか。

A1. 新型コロナの影響により働き方が変化しています。在宅勤務を増やした結果、通勤が減り通勤手当の定期代支給が不合理となったケース、固定残業代を毎月支払っていたが、残業がほとんど無くなり不合理となったケースなどです。通勤定期代支給から実費払いへ、固定残業代制度から実額払いへ、労働条件が変更される場合があります。このような賃金の変更の際は、労働条件の不利益変更該当し無効とされないか、検討が必要です。

この場合、個々の労働者の同意を得て、「労働者の自由な意思に基づいてされたものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在」すれば、不利益変更であっても労働条件変更の合意が有効とされる判例を本コラム(2020年3月号)で紹介しました。

では、労働者が同意しない場合、どうすれば良いのでしょうか。事業場で合理的な内容の就業規則が作成され、労働者に周知されているケースについて考えます。

就業規則は事業場における統一的・画一的な労働条件や服務規律を定めたものであり、労働契約の内容となります。使用者は合理的な労働条件を定めた就業規則を作成または変更して労働者に周知させると、周知させたときに効力を生じ労使双方を拘束します。従って、個々の労働者の同意を得るのではなく、就業規則の変更により労働条件を変更し、労働者に周知させる方法が考えられます。

なお、労働基準法は就業規則の作成・変更時に十分な時間と機会を与えたうえで説明や質疑を行い、過半数労働組合(ない場合は過半数労働者代表、以下「労働者代表」)から意見聴取を行うこと(労働者の参加)と、管轄労働基準監督署への届け出の2つを義務づけています。労働者代表の使用者に対する意見書(同意までは不要)が添付されていないと、監督署は就業規則を受理しません。

Q2. 就業規則の不利益変更は常に無効になるのですか。

A2. 使用者は就業規則を一方向的に作成または変更できることから、就業規則の作成・変更により労働者の「既得の権利を奪い、労働者に不利益な労働条件を一方向的に課することは、原則として、許されない」と秋北バス事件判決(最高裁大法廷、1968年)は述べています。しかし同時に「労働条件を定型的に定めた就業規則は、一種の社会的規範としての性質を有するだけでなく、それが合理的な労働条件を定めているものであるかぎり、経営主体と労働者との間の労働条件は、その就業規則によるという事実たる慣習が成立しているものとして、その法的規範性が認められる」ので、労働者の個別同意の有無にかかわらず

然にその適用を受ける、とも判断しています。

問題は、「合理的な労働条件」とはどのようなものかという点です。

労働契約法第10条では、就業規則の変更に対する労働者の同意を得られなかった場合でも、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、①労働者の受ける不利益の程度、②労働条件の変更の必要性、③変更後の就業規則の内容の相当性、④労働組合等との交渉の状況、⑤その他の就業規則の変更に係る事情、に照らして合理的なものであるときは、変更後の就業規則の定めが労働契約の内容となるとしています。

これは、秋北バス事件(前述)、大曲市農業協同組合事件(1988年)、第四銀行事件(1997年)の各最高裁判決等を通じて形成された判例法理を条文化したものです。特に、労働者に経済的不利益を及ぼすような就業規則の変更には、高度な必要性が求められるとされています。

Q3. すると就業規則の変更内容について合理性判断が必要ということですね。

A3. 前述の2つのケースを考えてみましょう。

「6ヵ月定期代を通勤手当として支給する」等と就業規則で定めているようなときは、在宅勤務が多くを占めた場合でも、公共交通機関を利用し通勤している場合は6ヵ月定期代を支給する必要があると考えられます。そこで、「公共交通機関を利用し通勤するときは、通勤に要する実費に相当する額を支給する」等のように就業規則を変更した場合、不利益変更該当するとしても、一定の要件を満たせば通勤手当支給規定の変更は合理的なものであると判断される可能性は高く、就業規則を変更して周知されたとき以降の通勤手当は、変更後の規定に基づき支給すれば良いことになると考えられます。

また、「所定労働時間を超える所定外・時間外労働〇時間分の賃金を、所定外労働・時間外労働の時間数にかかわらず固定残業手当として支給する。なお、当該時間を超えて時間外労働を行ったときは追加して割増賃金を支払う」等と就業規則で定めた固定残業代について、一方的に廃止することはどうでしょうか。そもそも基本給などの水準が低く、支給総額を多く見せるために固定残業代を加算するようなケースがあります。このような場合を含め、残業が減ったということだけで固定残業代制度を廃止することは、労働者の不利益の程度は大きく、規則変更の高度の必要性は認められない可能性も大きいと思われる。従って、固定残業代の廃止の代償措置として基本給の増額を行う、一定期間の経過措置を設けて激変緩和を行う等の必要があると思われます。

いずれにせよ、就業規則変更の必要性や不利益の代償・緩和措置などを、労使対等の立場に立って信義に従い誠実に説明し、合意をめざす姿勢が使用者には求められていると思われます。